

避難確保計画の作成とその報告 避難訓練の実施とその報告

は義務となっています！

近年、全国各地で水害が頻発、激甚化する中、高齢者、障害者、乳幼児等の防災上特に配慮を要する方（以下「要配慮者」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保が必要となっています。

このため、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「水防法等」という。）に基づき、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内（以下「災害危険区域内」という。）に位置し、旭川市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難確保計画を作成するとともに、その計画を市長に報告することが義務付けられています。避難確保計画の作成・報告を行っていない施設におかれましては、遅滞なく避難確保計画の作成・報告を行ってください。

また、既に避難確保計画を作成・報告済みの施設におかれましては、その計画に変更が生ずる場合には、遅滞なく変更・報告を行ってください。

なお、水防法等の改正により、令和3年7月からは、避難確保計画に基づく避難訓練を行うとともに、その結果を報告することが義務付けられていますので、計画的に避難訓練を行うとともに、その都度実施結果を報告してください。

1 様式等について

避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に係る報告書の様式等は次のアドレスか右の2次元バーコードからアクセスしてダウンロードしてください。



<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/320/328001/382001/p009000.html>

2 提出方法

郵送、持参、Eメール、FAX等、提出方法は問いません。また、インターネットによるオンライン報告も可能となっており、そのリンク先は、様式等のホームページにありますので御利用ください。

3 提出期限

(1) 避難確保計画作成（変更）報告書

避難確保計画作成未報告の施設

令和7年5月31日

避難確保計画を変更した場合の報告

変更後概ね1か月以内

(2) 訓練実施結果報告書

訓練実施後概ね1か月以内

4 避難確保計画を作成していない場合の指示及び公表

所有者又は管理者に対して避難確保計画の作成を求めるなどの必要な指示を行う場合があります。また、所有者又は管理者が正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することがあります。

5 避難確保計画の作成に関する情報

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に関する情報は、国土交通省のホームページから入手できますので御活用ください。

要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省ホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

6 問合せ・提出先

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎7階

旭川市防災安全部防災課

電話 0166-25-9840／FAX 0166-24-2783

Eメール bousai@city.asahikawa.hokkaido.jp